

仕様書

1. 件名

制作スタジオ用カメラリモコン雲台とズームレンズ点検・整備

2. 目的

放送大学学園(制作スタジオ)に設置されたカメラリモコン雲台とズームレンズの点検・整備に関する事項を定め、本装置の円滑な運用に資することを目的とする。

3. 場所

放送大学学園 放送研究棟 制作スタジオ (千葉県美浜区若葉2丁目11)

4. 履行期限

令和2年3月19日(木)

5. 点検・整備対象機器

・キャノンリモコン雲台	U-5Aシステム	2式
・キャノンズームレンズ	HJ17ex7.6B IASE	2式
・フジノンズームレンズ	HA22×7 3BEZD-T5D	1式

6. 作業内容

(1) リモコン雲台

①劣化部品の交換

・RESISTOR VARIABLE	4式
・MOTOR DC12V 6.8W	4式
・LITHIUM BATTERY VL1220/IUF	2式
・BELT DRIVE RUBBER	4式

②調整・動作確認

- ・基本機能点検と調整
- ・リモートパネル点検・調整
- ・各ショットメモリー点検・調整
- ・総合動作確認

(2) キャノンズームレンズ (HJ17ex7.6B)

①劣化部品の交換

・FOCUS ROLLER (A=5 005)	2式
・FOCUS STOPPER PIN SUS+NYNOL	2式
・ZOOMING ROLLER (A=4.979 B=3.955)	12式
・STOPPER PIN ZOOM SUS+PU	2式
・MOTOR UNIT DC5W UNDER IRIS	2式
・CAP RET SW	4式
・ADJUSTING WASHER (T=0.10)	2式
・MOTOR UNIT DC2W UNDER	2式
・FOCUS MOTOR UNIT	2式
・ENCODER UNIT RME-H2 CANON	6式

(3) フジノンズームレンズ (HA22×7 3BEZD-T5D)

①劣化部品の交換

・シーソーポテンショプ	117A9583280	1式
・クラッチモーター	FZ00011546-100	1式
・ズームモーター	FZ00011544-100	1式
・ポテンションメータ	117B6884491	3式

(4) キヤノン・フジノンズームレンズの調整、動作確認

- ・事前性能点検
- ・フォーカス系 分解清掃、点検調整
- ・ズーム系 分解清掃、点検調整
- ・アイリス系 分解清掃、点検調整
- ・光学系 分解清掃、点検調整
- ・電気系 分解清掃、点検調整
- ・組み立て総合点検調整

(5) カメラヘッドの取付、取り外し等

①対象 HD カメラ

- ・SK-HD1000 2式
- ・SK-H100 1式

② 代替え交換時の取付、取り外し、ケーブル処理

③ 出力映像確認、既存システムへの接続調整

(6) 作業方法

①メーカー代替えリモコン雲台とレンズを制作スタジオ運用中のシステムと交換。

各工場へ輸送するとともに点検整備を実施。

②工場での点検・整備実施後、制作スタジオへ戻すとともに、既存システムと接続、動作確認。

(7) 作業期間

契約後、別途スケジュール調整実施

7. 実施工程表

(1) 請負者は、点検・整備業務に先立ち、実施工程表を作成し、学園担当者に提出すること。

(2) 実施工程表の内容を変更する必要がある場合には、学園担当者に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講ずること。

8. 作業管理

(1) 請負者は、手順書等又はその他の技術文書に従って各作業を実施すること。

(2) 作業中に問題が生じた場合は、作業を中断し、学園担当者と連絡をとりその後の進め方を協議すること。

9. 関係法令等の遵守

請負者は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

10. 保守業務に伴う注意事項

(1) 請負者は点検・整備作業の実施に先立ち、学園担当者と十分打ち合わせを行い、点検・整備項目別の実施期日・手順の確認など事故の無いよう万全を期すこと。

(2) 請負者は点検・整備前に過去に実施した点検・整備や個別機器障害記録などを参考として、装置の現状を把握しておくこと。

- (3) 請負者は点検・整備業務実施に際し、分解・組立・清掃等に際しては、スイッチ類や各設定について、指示のない限り施工前と同じ状態に復元し、将来事故発生の原因にならないようにすること。

1 1. 検査

請負者は点検・整備業務を完了しスタジオへ納入、設置したとき、その旨を学園担当者に通知しなければならない。学園担当者立会の上、関係書類の定めるところにより、契約業務の完了を確認するための検査を行う。

1 2. 報告書

点検・整備実施報告書を提出すること。

1 3. 損害賠償

点検・整備業務に当たり、請負者が故意又は過失により損害を加えた場合、請負者の負担とする。

1 4. その他

- (1) 本仕様書について疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、これを解決するものとする。
- (2) 請負者は、本請負の全部を一括あるいは分割して第三者に請け負わせ又は再委託してはならない。また、本請負の一部を第三者に請け負わせ又は再委託する必要がある場合には、事前にその旨を学園に申請して承認を得なければならない。